

「訪問販売」による屋根・壁・外装などの住宅リフォームは、よく考えて！



「屋根の瓦がずれていますよ」と男性2人組が訪問してきたので、修理を依頼した。

工事が終わって50万円支払うと、「屋根裏も傷んでいた。このままでは腐ってしまう」と言われたので、腐ってしまっは大変だと思いすぐに依頼して、100万円を支払った。さらに「屋根裏の換気扇が壊れていて放置すると火事になる。床下換気扇と併せて200万円で新しいものと交換しましょう」と言われた。工事前に先払い金として100万円支払ったが、もうお金が無い。どうしたらよいか。

(大分県 80代 女性)



訪問販売の場合、たとえ工事が終わっていても、契約書を受け取ってから8日間はクーリングオフができます。この事例では契約書が交付されていなかったため、8日以上経過していましたが、センターからの連絡でクーリングオフができました。

しかし、お金を払った後、業者と連絡が取れなくなったりすることもあります。業者に急かされても、本当に必要な工事か、**家族などに相談**しましょう。また、できれば**複数の業者から見積もりを取り**、金額等を検討しましょう。